

**「国の研究開発評価に関する大綱的指針(案)」
に対して寄せられた意見の整理
(パブリックコメントの結果)**

- 1 . 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(案)」については、10月5日(金)に原案を公表し、同日より10月24日(水)までの間、各界の方々から意見募集を行ってきました。
- 2 . 10月24日(水)の締め切りまでに、産業界、大学等(大学共同利用機関を含む)、研究開発機関(大学等以外)及びその他に属する方々から、それぞれ1件、18件、7件及び2件、延べ28件の意見を承りました。

国の研究開発評価に関する大綱的指針(案)に対して寄せられた意見の整理

意見 No	頁・行	所属	寄せられた意見の概要	意見への対応
1	題名	大学等	<p>タイトルは「国の研究評価に関する大綱的指針」とすべきである。</p> <p>本指針案は、日本における学術的活動全体に及ぶものを意図している。従って、学術研究の周辺的に位置づけられる研究活動に「研究開発」という用語は適切ではない。</p> <p>企業と係わりのある研究活動の評価に適用する指針であるかのような外見をとって、注意と批判をそらす意図が感じられる。</p> <p>なお、このタイトルは、学術活動全体を企業の研究開発活動の視野からしか考えようとする最近の学術政策の姿勢を象徴するものとも見れる。</p>	<p>本指針案は、大学等が行う学術的な基礎研究から開発研究に至るまで、国費を用いて実施される研究開発全般の評価を実施するための各省共通のガイドラインです。</p> <p>「研究開発」という用語については、評価専門調査会においても議論しております。また、科学技術基本法第9条において、科学技術基本計画に定める事項の一つとして、「研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針」としており、幅広く該当する言葉として使用しています。</p>
2	はじめに	大学等	<p>評価実施主体として大学(国公私立を含む)を含めるべきではない。</p> <p>大学には大学の活動に適した評価法を独自に考えるべきで、それに制約を与えるような上位指針を置くことは好ましくない。しかも、応用研究を主に念頭においた上位指針は特に好ましくない。</p>	<p>本指針案は、国費を用いて実施される研究開発全般の評価を実施するための各省共通のガイドラインであり、大学等も対象としています。ただし、大学等における評価の特性と留意点については明記しております。</p>
3	はじめに(注)	その他	<p>独立行政法人評価委員会も評価実施主体として明確に位置付けるべき。独立行政法人研究機関の業務の実績に関する評価は、独立行政法人評価委員会において行うこととされているが、これには当然研究開発の実績に関する評価が含まれると考えられる。</p>	<p>独立行政法人評価委員会は評価実施主体です。そのため、「はじめに」の(注)の「大学評価・学位授与機構等」の後に、「独立行政法人評価委員会」を追加記述したいと思います。</p>
4	はじめに	大学等	<p>本指針案の評価手法は、既存の内容を繰り返した</p>	<p>本指針案は、大学等が行う学術的な基礎研究</p>

			<p>だけであり、大学・研究機関がもつ新世紀にふさわしい成果を国民にアピールしようとしていない。</p> <p>国民は、目先の技術開発や論文や特許や報告書をより多くつくり出すのではなく、次世代までを見据えた人類にとって真に有益な研究を進めることのできる学術研究機関こそが期待されている。</p> <p>改めて指針を策定するのであれば、企業的な短期目標達成型・効率追求型の研究とは質や価値観の違う、真に先駆的な、学術機関らしい研究を奨励するような新しい理念に基づくべきである。</p>	<p>から開発研究に至るまで、国費を用いて実施される研究開発全般の評価を実施するための各省共通のガイドラインです。</p> <p>本指針案は、科学技術基本計画に基づくものであり、本計画において、社会・経済への貢献とともに、知の創出が期待される基礎研究の重要性を指摘しているところです。</p> <p>なお、本指針案では、評価を研究開発の性格等に応じて「柔軟に実施することが必要」としております。</p>
5	はじめに 第1章	大学等	<p>国際協力や国際貢献を主張するなら、研究成果を国の発展とか、国の姿にむすびつけるべきではなく、人類の発展や福利に結びつけるべきである。</p> <p>国民への説明責任については、研究が長期的なものであり、日の当たらない研究を継続した結果、国民や人類の危機に対応できることを周知すべきで、同時に人類への説明責任でもなければならぬ。</p> <p>多様な分野の研究自体が価値である。従って、多様な分野に継続的に必要な研究費を配分した後で、競争的予算配分を追加的に行うべきである。</p>	<p>大学等が主体的に取り組んだ研究成果は我が国の知的資産の形成にとって重要なことです。</p> <p>一方、研究成果は社会・経済への貢献だけでなく、国際的に高い水準の研究や新しい学問領域を拓くものであると「評価の意義」で指摘しているところであり、また、長期的な研究等の重要性については、「柔軟な評価方法の設定」で指摘しております。</p>
6	第1章 1. 評価の意義	大学等	<p>問題は、評価結果を唯一のものと見なし、資源配分等に反映させようとする発想である。価値とは、見る人・立場によって異なり、如何に公正のためのルールを作っても特定の者が評価を実施する限り、それは、ある狭い一つの見方にしか過ぎない。</p> <p>評価結果を特別報償的に使うだけならよいが、本指針案は、評価結果を全機関の資源配分に反映することを指向している。これでは、その偏狭な尺度が各機関固有の理念や価値観までも支配してしまい多様な視点が求める21世紀の研究機関を育むこと</p>	<p>本指針案は、国費を用いて実施される研究開発全般を評価する意義として、柔軟かつ競争的な環境の創出の実現、評価結果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持を得ること、評価を厳正に行うことをあげて、重点的・効果的な予算、人材等の資源配分へ反映させることと整理しております。</p> <p>評価者の選任において、より公正さと透明性を確保する観点から、評価者を幅広く選任する</p>

			<p>の放棄につながる。</p> <p>また、このような結果を公表しても、国民に対する説明責任を果たすことにはならない。</p> <p>まず、各機関の研究活動の理念と方向性の個性を国民に示し、かつ研究費の使途を公表して、一般市民から直接に批判と評価を受けることである。</p>	<p>こととしています。また、インターネット等を利用して、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意見を評価に反映することとしております。</p> <p>同じ評価者では、多様な研究開発の評価に対応できないことも考えられるため、「評価者の選任等」において「評価者の選任の際は、一定の明確な在任期間を設けるものとする」という表現を追加記述したいと思います。</p>
7	第1章 3. 評価実施主体、評価者等の責務	研究開発機関(大学等以外)	<p>他の人の研究を評価するためには、他の人の研究や論文を客観的かつ批判的に見ていく姿勢がなくてはならないと思う。しかし、日本ではなかなか他の人に批判的な意見を述べるのが難しい、という風土があると思われる。評価に対する考え方を変えるには、教育を通じて訓練していくしかないのではないか。</p>	<p>ご指摘の点は重要と認識しており、本指針案において、「研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識」すること、また研修等により「評価人材の育成に努める」ことを記載しております。さらに、評価者を幅広く選出することで、より多くの研究者らが評価を経験し、評価の知識や方法などを学び優れた評価者が育成されていくものと考えております。</p>
8	第1章 3. 評価実施主体、評価者等の責務	研究開発機関(大学等以外)	<p>日本人が欧米人と比べて、評価能力に劣るという事はないが、一般的に、平均的な日本人は評価をすることに慣れていない。これは、教育システムの中で、他人を評価するチャンスが無かったことが主な原因であると思われる。今後の日本では大学教育、大学院教育、または卒後教育を通して教育システムのなかで、評価システムを定着させることが、最重要課題ではないか。</p>	<p>本指針案では、「研修やシンポジウム等を通じて、評価人材の育成に努める」こととしております。</p> <p>ご指摘の点については今後の参考とさせていただきます。</p>
9	第2章 3. 評価者の選任	その他	<p>「外部評価」、「第三者評価」、「民間等への委託による評価」の相違、得失が不明確であり、どのような場合にどのような形態の評価を行うべきと考えら</p>	<p>外部評価とは、評価対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関(被評価主体)が評価実施主体となり、外部のもの</p>

	等		<p>れるのか明確化すべき。「第三者評価」と「外部評価」との違いが不明確。「当該研究開発を実施・推進する主体から独立して実施する」のが「第三者評価」と読めるが、その場合の評価の実施主体は、どのようなものか。「第三者評価」と「民間等への委託による評価」の相違がどこにあり、どのような使い分けが想定されているのか。</p>	<p>が評価者となる評価をいいます。第三者評価とは、被評価主体とは別の独立した者が評価実施主体となる評価をいいます。(評価実施主体は、評価者の選任や評価結果のとりまとめ等の責務を有しています。)</p> <p>民間などへの委託は、委託先の企業の高い専門性、調査能力と分析能力、客観性の高い評価結果の取得等を期待される場合に行われると考えられます。</p> <p>なお、「外部評価」、「第三者評価」の内容を明確にするため、注釈で説明します。</p>
10	第2章 3. 評価者の選任等	大学等	<p>選任のプロセスを開示するとともに、「メンバーについての信任を問う手続き段階を設ける。」を追加すべきである。</p>	<p>評価者の選任については、評価実施主体が責任を持って行うものです。本指針案において、評価者の選任等を「明確にした評価の具体的な実施方法」や「利害関係の範囲を明確に定め」、それを公表するなどして評価者として相応しいものが選任され、より公正な評価が実施されることとしております。また評価に不都合が生じないように留意しつつ、評価結果や評価者が公表されることで、長期的には適正な評価が行われるものと考えております。</p> <p>ご指摘の点については、今後の参考にさせていただきます。</p>
11	第2章 3. 評価者の選任	大学等	<p>「一般国民の視点・感覚と乖離するようことのないように十分配慮する。特に、生産者と消費者、著名人と一般市民等の、相対する立場について、偏ることのないよう厳重に注意する。」を追加すべきである。</p>	<p>本指針案では、「評価者の選任等」において、必要に応じて、評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者を評価者に加えることとしており、これには消費者、一般市民の代表者を含めております。また、評価の客観性を十分保つため、評価者のバランス(年齢、所属機関、性別等)に配慮することとしております。</p>

1 2	第 2 章 5 . 評 価 方法	大学等	社会・経済のニーズに基づく評価は、実用化に近い研究課題に限定するべきである。ニーズの内容が正しければいいが、必ずしもそのニーズには、科学的根拠がないということが起こりうる可能性がある。	応用研究や開発研究は、社会的・経済的な観点からの評価を重視することになります。また、社会的・経済的な目的を有する基礎研究についても、重みは異なりますが、同様の観点で評価することが求められます。 ニーズの正しさについては、事前評価において、研究開発の目的・計画・目標が適切かどうかを評価する際に、評価されることになります。
1 3	第 2 章 5 . 評 価 方法 (2)	研究開発機関(大学等以外)	多様な評価が大切。研究者や論文の評価に、ISI社の Times cited をもっと重視した方がよい。	被引用度(Times cited)については、客観的な評価の資料の一つになることを本文に記載しています。被引用度は、論文の質を評価する上で、単なる論文数に比べより重要な指標であると考えられます。
1 4	第 2 章 5 . 評 価 方法 (2)	大学等	論文の被引用度による評価は、分野をかなり細かく分けて行うという前提を盛り込まないと評価基準として適切ではない。流行の分野の研究者が有利になる傾向がある。	同じ分野であっても、被引用度は単純に比較することは困難であることは知られております。そのような状況を踏まえ、論文の被引用度や特許の活用状況等は、評価の資料として位置づけており、ご指摘の点については、留意すべきであると考えております。
1 5	第 2 章 5 . 評 価 方法	研究開発機関(大学等以外)	研究者の自由な発想から生まれる研究の中からこそ、新しい優れた成果が生じるものであり、そうした研究を適正に評価する方法に重点を置くべき。また、研究評価に伴う負担が過重とならないように配慮すべき。	本指針案では、特に基礎研究の評価においては、「主に独創性、革新性、先導性等を重視する」等、研究開発の性格に応じた適切な配慮を求めています。さらに、競争的資金による課題の評価の項で、「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」については、ピアレビューを実施することとしております。 また、「評価に伴う過重な負担の回避」は重要と認識しており、その旨を示しております。

16	第2章 5. 評価方法 (4)、(5)	研究開発機関(大学等以外)	「柔軟な評価方法の設定」や「評価に伴う過重な負担の回避」についての視点をもっと強調するべきだと思います。	ご指摘の点は重要と認識しており、本指針案において、「第2章 5. 評価方法」に項目をあげて示しております。
17	第2章 6. 評価結果の取り扱い (1)	研究開発機関(大学等以外)	研究評価は研究成果を評価し、その評価結果が次の研究課題の採択に繋がり、さらに研究が発展する循環全体を含まなければ意味がない。研究評価に関する大綱的指針ならば、評価の関与するところは全て網羅するべきである。良い研究をさらに伸ばすという配慮があるが、積極性も具体性も欠けている。真に研究の発展の循環を促進するためには、エフォート制度に並べて、研究提案者の少なくとも過去3ないしは5年間の全ての評価結果を、採択時の審査項目として記載を義務づけ、その評価結果を採択の審査に際して尊重する旨を大綱的指針に追加するべきである。	本指針案では、評価結果の予算、人材等の資源配分等への反映については「反映状況を公表することによりその徹底を図ることとしております。また、ご指摘のように、「切れ目なく研究開発が継続できるように適切に評価を実施する」としてしております。 評価専門調査会で議論された内容が具体化され、本指針案に示されてる内容に沿って厳正な評価が行われるように、各省の評価実施状況についてフォローアップを行うこととしております。
18	第2章 6. 評価結果の取り扱い (1)	大学等	評価を資源配分に過度に反映させることは好ましくない。 研究活動の数値的評価尺度は多数あり、順位は尺度の重みづけに依存する。従って、個々の尺度が客観的であっても、資源配分に評価を利用するときには、尺度間の重みづけが必要となるが、どの重みづけが適切かの判断は主観的なものである。 評価と資源配分とを過度にリンクさせるときは、学術活動の内容ではなくロビー活動が資金の額を決めるようになり、国の根本的研究レベルが低下することは避けられない。 さらに、数値的評価尺度が学術的重要性を十分表現できない多くの学術分野では、「評価にもとづく	国費を投入する研究開発にあっては、基礎研究から開発研究まで、競争的な環境のもとに、評価結果を研究費等の資源配分に反映させることが必要であると考えます。このことは、科学技術基本計画でも指摘されております。 本指針案では、「評価における公正さと透明性の確保」において、「客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等に被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する」とし、「コネによる配分」ができないようにしております。また評価を研究開発の性格等に応じて「柔軟に実施することが必要」として対処しております。

			資源配分」の大半が「コネによる配分」に退化する危険性は高い。	
19	第2章 6．評価結果の取扱い	研究開発機関(大学等以外)	評価内容等の被評価者への開示で、「評価者と被評価者の間で意見交換・・・」のところで、両者で評価に対してこじれる場合もあるので、第3者による調停の場も作ることを考慮すべきである。	本指針案に示すように、「個々の課題に対する評価者が特定されないように」して、評価者と被評価者との間で十分な意見交換を行う等、「こじれる」ような状況にならないように評価実施主体等が適切に評価を実施することが重要であると考えております。なお、ご指摘の「第3者」としては、評価実施主体等が想定されますが、ご指摘の点については今後の参考にさせていただきます。
20	第2章 6．評価結果の取扱い	大学等	評価に対して反論する機会を研究者に与えるべきである。	ご指摘の点は、「第2章6．評価結果の取扱い(2)評価内容等の被評価者への開示」にて記述しております。
21	第2章 6．評価結果の取扱い	産業界	国民としての関心は、専門的な説明よりも国費を投入してどのような成果に結びついたのかである。特に、産業競争力の強化という観点から「ある程度産業化を意識したプロジェクト」が新規市場につながったのかを事後評価し、これを公表することが必要である。	本指針案では、今回新たに明記した追跡評価により「成果の波及効果や活用状況等を把握すること」や「優れた研究開発を社会に周知すること」等を明記しております。
22	第2章 7．評価実施主体の充実	大学等	「目利き」が育成できるかのように書かれているが、現実には困難なことであり、「目利き」が育成できるという考えは、学問に関する不見識を証明するもので、これを学術活動に関する国の公文書に残すのは適切ではない。	本指針案でいう、「目利き」とは、研究開発について優れた洞察力を有しており、発展が見込まれる研究開発を見出したり、それを発展させる方向性などを適切にアドバイスできる人物を指すものです。このような人材が評価に関わることで、研究開発の振興がより推進されることが望ましいと考えております。

				ただ、「目利き」という表現は不適切であるというご指摘を踏まえ、「人材」に変更いたします。
2 3	第3章 2 . 研究 開発課題 の評価	大学等	<p>経常的研究費を充実させ、競争的研究費についても事前評価を基盤とし、厳正な事後評価は巨費を費やす国家プロジェクトだけを対象とすべきである。</p> <p>適切な評価にはピアレビューが不可欠だが、各分野で適切に評価できる研究者は限られている。p10、15に「効果的・効率的な評価を行うなどの工夫や配慮を行う」とあるが、いかに工夫をしても、数十万人の研究者の活動を事後評価すれば、アクティブな研究者の多くが評価活動に忙殺され日本の研究機能は著しく低下する。</p> <p>それを避けるために、経常的研究費を充実させ、競争的研究費も事前評価システムを公平なものとすることに力を入れるべきである。</p>	<p>本指針案において、少額の競争的資金による課題については、「事前評価による審査を中心に評価し、事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等を行う」旨明記しております。</p> <p>基盤的経費(経常的研究費)については、科学技術基本計画において競争的資金の倍増を図っていく中で「競争的な研究環境の創出に寄与すべき観点からその在り方を検討する」旨が指摘されております。</p>
2 4	第3章 3 . 研究 開発機関 等の評価	大学等	<p>機関評価では、構成員の幸福度や健康度などの評価項目に加えるべきである。</p> <p>本指針案の「評価」は、研究者の生活全体を不安定化させるように感じられる。このままでは、日本の研究職全体がで魅力を失い、研究セクターの深刻な実力低下を避けられないのではないか。</p> <p>創造的研究は喜びと不可分であり、喜びのない研究機関で創造的研究が行われるとは到底思えない。</p> <p>この指針案に従う評価は、研究の現場から喜びを駆逐することだけは確実であり、日本から創造的研究をなくすことが危惧される。</p>	<p>研究開発機関の評価では、機関運営面において、研究開発環境の整備等についても評価することにはしていますが、具体的な評価項目等については、評価実施主体の判断によるものであり、本指針案に明記するものではないと考えます。</p> <p>また、本指針案の「はじめに」において、「研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施する」旨明記しています。</p>
2 5	第3章 3 . 研究	大学等	<p>大学については、行なわれている研究が学生の教育に対してどのような良い効果を生んでいるかを、</p>	<p>大学等においては、本指針案の研究開発機関の評価において「教育と研究の一体的な推進」</p>

	開発機関		卒業生の目から評価・判断してもらい、これをフィードバックすることも必要であろう。本指針案には、このような最も大事な視点が欠落している。	の必要性を指摘しております。
26	第3章 4. 研究者等の業績	大学等	<p>研究評価によって教育面での機能低下をもたらすことは、実はほとんどないのではないか。</p> <p>教員は、学生や院生とともに研究することで、研究・開発の方法を同時に教育しているのが現状である。学生からすれば、積極的に研究・開発の成果を出している教員からは、懇切丁寧な指導がなかったとしても、盗んででも身につけるノウハウがあるので、教育的な面がそう低下することはない。</p> <p>教育面での機能低下は、研究成果を出せない教員が主に引き起こしているという肝心なことをなぜ誰も指摘しないのか。まずは、安心して研究評価をやってほしい。教育の充実を加点項目にするのはその後で十分だと考える。</p>	<p>大学等においては、教員が過度に研究を中心とした活動を行い、教育(授業、運営、学生指導等)が軽視されることがないように留意する必要があります。</p> <p>ただ、研究評価によって教育面での機能低下をもたらすことのないよう」という表現は、誤解を与える可能性がありますので、「大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意する」へ変更いたします。</p>
27	第3章 4. 研究者等の業績の評価	大学等	<p>現状の大学では、評価を厳正に行っても人材配分への反映はほとんど行われていない。大学自治の名の下に、全く研究をしない人材が在籍している。</p> <p>必要なことは、研究レベルを引き下げることには貢献している論文を書かない、仕事の結果を出さない人材をやめさせることである。その後で研究者を入れ替えて全体の平均レベルをあげれば、厳正な評価と研究費の重点配分が活きてくる。</p> <p>この指針案では、まともな人事をしない大学に対する姿勢がはっきりしていない。それを決めない限り、評価結果を人材の資源配分に反映するのは不可能と考える。もう少し踏み込んで、評価結果を人事に反映させる仕組みまで示してもらいたい。そうでなければ、評価に手間をとられるだけである。</p>	<p>本指針案では、新たに評価対象として研究者等の業績評価を加え、機関長の責任において適切に実施すること及び評価結果の処遇等へ反映させることという基本的な方向を示しています。ただし、これらは機関長の判断で行うものであり、本指針案に具体的に明記するものではないと考えます。</p> <p>また、このような機関長の責任の重さに鑑み、機関長が適切に選任されるように留意する必要があります。</p>

28	指針全体	大学等	<p>意見募集期間を延長すべきである。</p> <p>この期間は例年、大学教員の大多数は科研費申請の準備・新学期の開始等で忙殺されるのに加え、今年も、国立大学の独立行政法人化のための調査検討会議の中間報告への意見募集期間に重なる。指針案を検討し意見をまとめる時間がとれない人が多いに違いない。実験系の研究者は多数の申請準備に追われ、コメントのための時間がないことが推測され、意見提出者が偏る恐れがある。</p>	<p>本指針案は、現行の指針や科学技術基本計画に沿って策定したものであり、基本的な方向は既に周知の内容であります。また、本指針案の検討状況は、常に内閣府のホームページでアクセスできる状況にあります。</p> <p>ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>
----	------	-----	---	--